

## 【分類 11-5 リ災ごみ】について

## 1 調整内容

弘前地区環境整備事務組合及び黒石地区清掃施設組合の施設において、り災ごみ※1の受入処理を行っているが、両組合で取扱いが異なっている部分があるため、広域化後におけるり災ごみの受入施設及び受入基準を定めるもの。

## 2 両組合の現状

## 【施設受入基準】

り災証明書が発行された物件から排出された一般廃棄物（火災及び消火活動等により再使用・再資源化不可能なもの）のうち、可燃ごみ、不燃ごみ、大型（粗大）ごみの施設受入基準に合致しているもの。

## ①受入できるもの

組織(施設) 区分		弘前地区環境整備事務組合	黒石地区清掃施設組合
		環境整備センター	環境管理センター
一般家庭系 廃棄物	可燃ごみ	①布団 ②衣類 ③紙くず等 その他1辺 <u>60 cm</u> 以下の可燃物	①布団 ②衣類 ③紙くず等 その他1辺 <u>50 cm</u> 以下の可燃物
	不燃ごみ・ 大型(粗大)ごみ	①家具・家電製品（各種リサイクル法適用対象外のものに限る） ②ガラス・陶磁器類 ③金属類 ④柱等の木材等	
事業系一般廃棄物		①事務用品等 ②柱等の木材等 *可燃ごみ、不燃ごみ、大型（粗大）ごみの施設受入基準を満たすもの	

## ②受入できないもの

組織(施設) 区分		弘前地区環境整備事務組合	黒石地区清掃施設組合
		環境整備センター	環境管理センター
家電4品目・ パソコン等		①エアコン ②テレビ ③冷蔵庫 ④洗濯機 ⑤パソコン等 *各種リサイクル法等の適用対象となるもの	
有害物・危険物等		①ガスボンベ ②火薬 ③薬品 ④農薬 ⑤石油類等	
処理不適物※2		①基礎コンクリート <u>②モルタル ③再資源化できない屋根材・壁材</u> <u>④燃え殻 ⑤灰等</u>	
解体廃材等 (産業廃棄物)		①石膏ボード ②コンクリート殻 ③アスファルト殻等 *解体業者等による事業活動に伴って生じた廃棄物	

※赤書き下線部分：両組合の相違点

## 3 調整方針案

受入施設は「弘前地区環境整備センター」とし、受入基準は現行の施設受入基準を引き継ぐ。なお、災害廃棄物については、各市町村の災害廃棄物処理計画に基づき処理する。

※災害廃棄物の処理については、各市町村の被害状況や発生量を勘案した上で、組合側から搬入方法の指定及び搬入量調整を行うことを想定。

※1 地震や風水害等の自然災害により発生する「災害廃棄物」と、局地的な火災等により発生する廃棄物に大別され、産業廃棄物や一般廃棄物の可燃ごみ・不燃ごみ・大型（粗大）ごみ、処理困難物などが混在している点で、平時とは異なるごみ処理を要する。

※2 第4回幹事会(R3.1.28)にて「両組合で取扱いが異なるものについては統合時までに統一する。」旨を決定。